

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 6 月 14 日（金） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 重廣委員長・大草委員・田村委員・長尾委員・重村委員・
南野委員・早川委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 有田副委員長
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・岡本主査
8. 協議事項
6 月定例会本会議（6 月 7 日）から付託された事件（議案 3 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 26 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 6 月 14 日

文教産業常任委員長

重 廣 正 美

記 録 調 製 者

岡 本 功 次

重廣委員長 本日の出席委員については委員 7 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、よろしくお願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 3 件について、審査を行います。それでは、初めに、議案第 6 号「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部長 議案第 6 号「長門市企業立地促進条例の一部を改正する条例」については、別添の議案参考資料 18 ページ、こちらのほうに改正の趣旨及び内容等を記載しておりまして、また、19 ページには新旧対照表で改正個所をお示ししているとおりでございます。特に補足説明はございません。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 おはようございます。お疲れ様です。本会議でもこれに関連するような質疑もさせていただきましたので、だいたい理解はしております。そして趣旨とすれば、この議案第 6 号については非常に有益な条例ではないかという判断もしております。そのうえで、ちょっとこれ非常に構造が・・・というのが、昨年の生産性に関わる条例、そして今議会の未来投資に関する条例、そして今回のこの第 6 号、この 3 本の条例は皆関連と言いますかね、関係性があります。そのあたりをちょっと分かりやすくもう一度説明をしていただきたいと思います。

吉村商工水産課長補佐 今田村議員ご指摘がありましたように、今回の企業立地促進条例に基づきます部分につきましては、過疎法と未来投資促進法というものと、昨年度ご承認いただきました生産性向上特別措置法に基づくものでございます。それぞれ 3 年間の課税免除というものが、それぞれの法律で課税免除があるわけですが、これまで我々が整備しておりました企業立地促進条例につきましては、過疎法のみが 3 年間をプラスして、過疎法の 3 年終了後に企業立地促進法で奨励金を交付するということで、事業所様にとりましては 6 年間の実質的な免除というふうなところになっておりました。未来投資促進法と生産性向上特別措置法につきましては、まだ 3 年のみというところで、これに紐付くものが企業立地促進条例のほうにうたっていなかったもので、今回 3

つの法律で承認をいただいた事業所につきましては 6 年間の免除支援をいたしまして、民間からの投資を更に呼び込んで市内経済に波及させることによって経済の好循環を生ませたいというふうな狙いがございます。

田村委員 それで、今回の企業立地促進法に伴う条例改正では、3 年間の延長という形になるんですかね。追加、新設という形になるんですかね。

吉村商工水産課長補佐 追加という形で、延長という意味ではなくて、今までは過疎に紐付かせていたものを未来投資と生産性向上を新たに追加するという認識でございます。

田村委員 それで例えば、生産性に関わる条例、あるいは未来投資に関わる条例については、交付税補填が 75%というのがありました。この残りの 25%は、昨日の質疑の中で市の負担という形で言われていましたけども、今回のこの条例については、そのあたりの状況はどういうふうになっていますかね。

吉村商工水産課長補佐 この長門市企業立地促進条例につきましては、市独自の民間事業者を支援するという投資を促すために制定したものでございますので、この企業立地促進条例に伴います奨励金の部分について、外からの支援、財政的支援というものはございません。

田村委員 これで最後にします。そうすると、立地促進条例に、企業立地ね、進出してきていただいた企業にとっては、そのときは奨励金をもらいながらも、なおかつ固定資産税とか様々な市税に関するものは払っていただいて・・・あ、そうかそうか、ちょっとすいませんね。市税の関係と立地した企業の負担の関係をもう一度教えてください。

吉村商工水産課長補佐 企業立地促進条例と今申しました過疎、未来投資、生産性向上については、重複することはありません。それぞれの過疎法については固定資産の課税免除というものが受けられます。3 年間ですね。それが終わったあとは、いったん事業所様には当該の固定資産税をお支払いしていただいて、それと相当の額を奨励金として交付するというのが、この企業立地促進条例になります。未来投資促進法につきましては、現在議案第 3 号のほうでご審議をいただいておりますが、国税によりましての減価償却でございましたり、税額控除の優遇措置はございますし、生産性向上特別措置法におきましては、これは課税特例ゼロというふうなところになりますので、固定資産税の免除が終わったあとに 4 年、いわば 3 年免除を受けて 4 年目からはお支払いをしていただいて、その支払った額に対して市が奨励金を支払うというふうなスキームになっております。

田村委員 先ほど最後と言いましたけどもう一つ、すいません。対象企業の想定と言いますかね、名前まではもちろん要りませんけれども、この企業立地促進に関して、対象企業としては何社くらいあるのかというのが分かれば教えて

いただきたいと思います。

吉村商工水産課長補佐 これまで企業立地促進条例に基づきまして、市のほうで認定をしている事業者は 2 件でございます。生産性向上特別措置法と今審議いただいている未来投資促進法の紐付きの部分については、未来投資促進法においては県の事業計画の承認をいただく必要がございますが、これについて 2 件、生産性向上特別措置法につきましては現在 8 件の承認をしておるんですけども、この企業立地促進条例上の要件としまして、投下固定資産総額が 1 億円、中小企業者にあつては 5,000 万円、市内小中企業者にあつては 3,000 万円という要件がございます。これに該当します生産性向上特別措置法において機械機具を新たに設備投資されて買われたところで、3,000 万円以上で買われている事業者については現在のところ 1 件というふうなところで把握をしているところでございます。

重廣委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 7 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

早川建設部長 議案第 7 号「長門市営住宅条例の一部を改正する条例」について補足説明いたします。ご案内のとおり本市の市営住宅については、本年 4 月 1 日現在で 23 団地、532 戸の住宅を提供しておりますが、本市市営住宅条例では入居にあたり原則、同居する親族があることを入居要件としてございます。また、60 歳以上の高齢者や障害者の方など、住宅確保要配慮者については単身入居が可能となっておりますが、現在単身入居できる市営住宅は 9 戸とわずかでございまして、なかなか空き住宅がなく入居が困難な状況でございます。一方で、その他の市営住宅については、この度の 5 月募集におきましても入居の応募が全く無いと、空き住宅が目立つようになったところでもございます。こうしたことから近年、少子高齢化やライフスタイルの多様化に伴いまして単身生活者が増加する現状において、他市の状況等も踏まえ、様々な事情により住宅に困窮する方がいらっしゃる中で若者を含めた単身生活者や、市外から迎える新規就業者など、新たなニーズにも応えるため、一定規模以下の住宅についてはございますが、これまで入居要件としておりました同居親族要件を廃止する条例の一部を改正するものでございます。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは何点か質疑をさせていただきます。参考資料の中に、改正の趣旨の中で説明にもありましたけど 2 つの趣旨があると。単身者が増加する中で住宅に困窮する方への行政としての的確な対応と、そしてもうひとつは市営住宅の有効活用、入居率を高めるという 2 つの趣旨から改正が行われるのであろうというふうに見るんですけど、ひとつは 1 戸あたりの専用床面積が 55 m²以下の住宅ということで、今補足説明にあった 9 戸というところから、その 500 数十戸ある中で 9 戸しか対象戸数が無かったけど、これにすることによって何戸が対象の住宅になるのか、増えるのか、これをまず教えていただけたらと思います。

梶山建築住宅課長 全体で 110 戸になりますけども、この内訳といたしましては長門地区が 90 戸、三隅地区 14 戸、日置地区 2 戸、油谷地区 4 戸、合計で 110 戸となっております。

重村委員 単身者でも入居可能ということで、この 110 戸が開放されるというか、要件に当てはまりますよということですけど、当然市営住宅ですから所得の制限があったりとかいろんな制限がある中で、入居者を判定していくということになろうかと思えますけど、例えば都市部では高齢者の独居の方の入居を、これは民間が中心にですけど断るというか、入居を可としないというような動きもあって居住に困るというようなこともありますけど、例えば上の年齢制限、これは要綱の中には年齢制限は無いかと思うんですけど、例えば 80 歳なのか 85 歳なのか、いや 99 歳でも大丈夫だよとか、そのあたりの見解をひとつ教えていただけたらと。

梶山建築住宅課長 今ありましたように、公営住宅そのものは 60 歳以上が高齢者となっています。通常の場合は 65 歳以上ということですが、公営住宅の場合は 60 歳以上。今回条例改正を行うにあたって、単身入居の年齢制限、上限があるのかどうかということですが、その上限については特別定めておりません。ただ単身入居を可とする場合に一番必要なこと、私もこれまで油谷時代から経験をしてきましたけれども、単身で入られた時に突発的に不幸にも亡くなられていた、孤独死で亡くなられていたというケースがあるわけです。去年の 11 月だったかな、1 件ほどございました。このように単身入居を可とする場合には身元引受人、要は何かあった時に連絡して必ず連絡が取れる人、あと身元をきちんと引き受けてくれる方、これらをきちんと徹底していきたいと思っています。

重村委員 それじゃあ私は最後にします。今ご回答のあったことも含めてですけど、ひとつは規制緩和ですよ。規制緩和だと思うんですよ。それに付随して規制緩和するとなるとメリットも出てきますけれども、デメリットと言いますか、懸念されることというのは必ず私は、裏側には存在しているというふうにいるんですけども、今おっしゃった、お亡くなりになるというのも一つの懸

念でしょうけれども、そのほかにこの規制緩和することによって担当課として懸念している、注意しないといけないと思われることがあったら教えていただければと思います。

梶山建築住宅課長 これにつきましては私の経験で私見として述べさせていただきたいと思いますが、まず高齢者、特に高齢者になれば認知症というものが出てきます。隣近所、周りの人に迷惑をかけてくる、要は本人の意思に関わらず行動を起こしてしまうとか、そういった懸念も当然危惧される場所ではございます。そういったところは福祉部門としっかりと連携を図りながら情報を共有し、またそういった認知症等見受けられた場合は速やかな対応を心がけていかなければならないというふうには思っています。それ以外に先ほど言いました、身元引受人、当然これはもっとも重要なことではあろうかというふうには考えております。その他にもまだ細かいことはあるのかもしれませんが、大きくはこの2点かなと、今考えられることはですね。このように考えております。

南野委員 それではあらためて伺いますけれども、平成30年度末でもよろしいですけど、市営住宅の入居率はどのくらいの値になっているのか教えていただければと思います。

梶山建築住宅課長 入居率は90.32%、本年の4月1日現在で90.32%となっております。

南野委員 今これ新しく改正で55㎡以下の住宅には単身者は住めるというふうになるとありますが、空き部屋があるのであれば、これもう少し単身者に対しても選択肢の幅を広げて55㎡以下に限ることはないんじゃないでしょうか、空きがあればですね。ここを選択肢の幅を広げて、やっぱり空きがあるのであればこのへんを選択肢の幅を広げてもう少し55㎡以下に限ることないと思うんですけど、そのあたり執行部はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

梶山建築住宅課長 国が示す住生活基本計画における居住面積水準で、単身者の場合は55㎡以下と定めております。従って、この55㎡以下ということで今般条例改正を計画したところでございます。ただ、今言われましたように55㎡以下にして、じゃあ110戸で需要と供給のバランスが保てるのかということにも当然考えられると思うんですが、これは一つ110戸55㎡以下、結果的に110戸なんですけれども、今平成30年5月から7月にかけて福祉課が65歳以上のひとり暮らし高齢者を対象にアンケート調査を実施したところでございます。この中で、平成30年5月1日現在で住民基本上の登録者が3,477人、そのうち2,446人が実際に長門市に在宅をされていた。これは民生委員等が各戸別を回って調査をされたというふうに聞いておりますので、実態に近い数字だろうというふうに判断をしています。こうしたことから、2,446人のうち日常生活の自立

度、いわゆる完全に自立をして生計をされている方が 2,305 人、94.2%になります。約 95%の 65 歳以上の高齢者が完全に自立をした生活をされているということが、この結果から見受けられるわけでございます。この 5%程度、2,305 × 5%で 115 となります。ですから自立された方の 5%程度相当分の今回、市営住宅での単身入居が可能となったというところでございます。今南野委員が申し上げられましたとおり、もっと緩和しても良いんじゃないかと。例えば 55 m² を 60 m²、65 m²、全ての市営住宅というようなこともございますでしょうが、一段階といたしましては国の居住面積水準、これを適用し様子を見て、また不足するようであれば柔軟な対応に心がけていくというふうに考えております。

田村委員 私のほうからも幾つか。一つは、先ほど課長のほうの説明をいただきましたけども、身元引受人なんですけども、保証人とは違うわけですよね。この方の確認というか、例えば身元引受人はこの方という場合に、その方に対してちゃんときちんと確認して、あなたは身元引受人という形で出ていますけども、ちゃんとご了解されていますかとか。言葉はともかくとして。そういうことをする必要があるのか無いのか。あるけども今回はしていないとか、そのあたりの話を聞かせてください。

梶山建築住宅課長 身元引受人につきましては、書類で、書面で提出をいただいております。従って、書類を出していただいておりますので、一応その本人にオウム返しじゃございませんが、あなたが身元引受人として今回届け出がありましたとかいうような電話連絡、個別連絡は対応しておりません。書類を持って判断をしているということでございます。

田村委員 このところは、行政サイドとしても判断は難しいところだと思うんですね。本来ならばやっぱり書類で出て確認しておかないと、もし何かあったときに「そんなことわしは知らんよ」とか、「私は聞いていません」とかいう話もあり得るとは想定できますよね。これは今後の課題として身元引受人の確認ということをどういうふうにすれば良いのかというのは、ぜひ考えておいていただきたいと。そのあたりどうですかね。

梶山建築住宅課長 ただ今ご提案をいただきましたので、今後についてはやはり書類と本人確認というものも含めて検討してみたいというふうに思います。

田村委員 それとこれで最後にしますけども、先ほど南野委員が聞かれていましたけど、条件緩和とかね。寄り添う姿勢という市の、僕は大変良いことだと思うんですね。先野議員も一般質問で言われていましたし、私も委員会の中で何回か今まで言ってきた覚えがあるんですけども、これは基本的には単身で入るという場合は想定を・・・もちろん若い方もおられるんですけども、高齢の方を基本的には想定している。先ほど言われた認知症の方も可能性としてもある。障害を持っておられる方もおられる。そうなると住む場所、110 件近

くの対象件数があるということですが、1階に優先的に入れるとか、そういう障害のある方とか特に単身の高齢の方とか、そういうふうなことは考えられ得るのか、条件緩和の中に。そのあたりは今後の検討課題になるのかどうか、ちょっとそのあたりのご判断をお願いします。

梶山建築住宅課長 市営住宅の先ほども言いましたように 90.32%、約 1 割の住宅が空き部屋があるわけです。現に今入居されている部屋に入居していただくことはできませんので、基本的には空いた部屋に皆さんに入居していただくということが原則になる中で、今言われましたように高齢者、特に住宅要配慮者等々につきまして、1階から一番高いところで仙崎で 5 階かな、高いところもございます。そうした中で 4 階に、例えば 90 歳の方が単身で希望されてもなかなか難しいとは思いますが。ですからそのへんにつきましては、しっかりとお話を要望を聞きながら限られた条件の中で空き部屋等々踏まえて柔軟に対応していきたいとは考えております。

田村委員 それで見込み数、だいたいね。これはいつからスタートするのかということも・・・7月と書いてあった、ごめん、見えなかった。見込み数ですね。今の 2,500 人ぐらいいらっしゃるってとかいろいろ数字を聞きましたけど、この事業を始めてどのくらいの方が応募をされるという見込みはどうでしょうね。それと県内他市はどういうふうになっているのか、そのあたりを。

梶山建築住宅課長 まず今回 110 戸規制緩和してきたところなんですけど、この見込数、どれだけ課として見込んであるかというご質問でございしますが、先ほども言いましたように 2,300 戸、1 人暮らしの自立された方の 2,300 戸の 5%程度を確保しましたけれども、課とするならばこの 1%程度が今後入居希望されるんではないかなと。従いまして 25 戸程度の方がされるんではないかなという見込みをしたところでございます。また、県内の状況について 1 人単身世帯の状況でございしますが、今回長門市が全住宅 532 戸のうち、110 戸ということで 20.9%、全体に占める割合が 20.9%の単身入居が可能となっておりますけども、県内の状況でいきますと、最も高いところでいけば下松市、下松市は 77.1%が単身入居可能な住宅となっております。全体に占める割合ですね。次いで下関市が 47.5%、参考までに近隣の萩市であれば 34.2%、美祢市であれば 37.8%となっております。

長尾委員 先ほど縷々質問の答弁がありましたけど、先ほど私が不安に感じたのは身元保証人の関係で、書類審査だけだということではどんなもんかなと。とかくテレビでもよくあるように、つい書類審査でやって後からいろいろ問題が出てくると。特にこういうことについては入り口が大事なので、入り口を甘くすると後々トラブルになってくるということで、身元保証人なんかは年齢制限というのはあるんですか。身元引受人。

梶山建築住宅課長 成人ということになっています。

長尾委員 保証人は確かあれですね。連帯保証人は年齢制限があるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうですかね。

梶山建築住宅課長 保証人につきましては所得、当然家賃の連帯保証人ということなんで、所得制限があります。年齢制限はございません。

長尾委員 確かあれば 75 歳ぐらいで変わるんじゃないかと思うんですけどね、一般的に。でないと例えばですよ、高齢の 90 歳の者が連帯保証人になったと。亡くなったと。いろいろと問題が出てきますよね。だけど私も住宅条例をちょっと見ていなかったんですけども、せめて身元引受人を年齢的にいろいろ内規か何かで決めておかないと、一旦、入れたとなると後からあれですね。出てくれというわけにはいかんし。入り口をしっかりとしておかないと、特に独居ということであればなおさらのことだと思うんですよ。先ほど、検討してみますじゃなしに、その点はしっかりと対応を、当初からしておかないと後々問題が起こるんじゃないかというふうに思っておりますが、その点はどうでしょうか。

梶山建築住宅課長 おっしゃるように身元引受人というのは、非常に重要な役割を担われる方というふうに認識をしております。したがって、書類ですべてを完結するという意味でもございません。したがって、いろんな角度から検証しなければいけないと思っていますけれども、本人確認というものも当然視野に入れて検討してまいりたい。7 月 1 日からの施行となっております今回の条例を了解いただいたならば、7 月 1 日からスタートになります。まだもう少し時間があります。中でしっかりと検討して、本人確認も電話 1 本すれば済む話なんで、本人確認等を市のほうからするとか、そういった形も十分検討してまいりたいというふうに思います。

重廣委員長 ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 11 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永経済観光部部長 議案第 11 号「長門湯本温泉駐車場の指定管理者の指定について」は、別添の追加議案参考資料 1 ページから 2 ページにかけまして参考事項をお付けしておりますので特に補足説明はございません。

重廣委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 この件は、昨日の予算決算委員会でも、予算に関係して一部この指定管理者の部分の質疑もあったかと思うんで明らかになっているところもありますけど、この参考資料からいくと 5 月 23 日に選定委員会が開かれて、そこで応募者からのヒアリングを受けたということが載っています。昨日の綾城委員の質疑の中で平日を 100 円、そして休日を 200 円としたいという応募者側からの提案があったということを聞かせていただきました。それで問題はあそこの駐車場を利用される方というのは当然、1 時間以内で終わる、出ていかれる方もいらっしゃるでしょうけど、滞在される方、1 日街歩きをされる方、いろんなケースが考えられますけど、複数時間駐車をした場合の提案というのは、私は非常に気になるんですけども、複数時間駐車した場合。駐車した場合と上限的なものまで提案があったのか、これをまず聞かせていただけたらと思います。

小笠原観光施設係長 平日につきましては入庫から 60 分までが 100 円、以降 60 分ごとに 100 円。入庫から最大 24 時間で 1,000 円が上限です。休日につきましては入庫から 60 分で 200 円、以降 30 分ごとに 100 円。入庫から最大 24 時間で 1,000 円というかたちになっております。

重村委員 それから最終的には湯守さん 1 社だけの応募だったと思うんですけども、本当は何と言いますか、プロポーザル形式にいけば数社が提案してよりよい提案をいただいた方に指定管理をお願いするというのいいんでしょうけれども、駐車場という施設の観点、ただ車を停めると、それを安心安全に管理運営しますという提案以外に、湯本の入り口としてあそこの駐車場という施設を管理運営していく上で湯守さんの独自に独自の提案と言いますか、そういったものがあつたのかどうなのか。そこまで入り込んで考えてはいないと、ただ指定管理で管理していきますというだけだったのか、そのあたりをお聞かせいただきたらと思います。

小笠原観光施設係長 指定管理の選定委員会につきましては、多くの項目の中で選定をして採点をするようになっておりまして、その採点の項目の中には施設の管理運営方針、今議員さんおっしゃったような施設に関する管理運営方針、その他施設の効用の発揮、施設の経費の縮減、施設の管理を安定して行う能力という形で、事業計画の評価という形と、それと運営管理経費の評価、施設計画の妥当性、納付率の妥当性というふうな項目で審査をしております。その中にも施設管理運営方針の中に関係団体及び事業者等との連携・協働というふうな項目も審査対象になっておりますので、その提案も審査をしております。

重村委員 当初から執行部側も地元の法人格を持った方に指定管理していただくのが良いのではないかという方向は、確か市長の答弁の中でも示されていたと思うんですね。ある一定の方向はですよ。それで今回特に湯守さんという、それこそ湯本で核になってもらわないといけない団体の方が応募されたという

ことで、私から思うと、多分宿泊に関する方たちというのはあそこの駐車場にまず駐車することが非常に考えられてて、その駐車場という観点だけではなくて、具体的にあそこの施設というのは駐車場という観点以外にこういう観点から管理して運営していきたいんだというものがあれば、非常に私はベストだなというふうに思ったんですけど、具体的にはなかったということによろしいですか。

藤永観光課長 先ほど小笠原のほうがお答えいたしました得点項目がございまずけれども、この中に地元の関係団体との連携とか協働等の項目もございまして、具体的には湯本温泉の旅館組合、あるいは湯本まちづくり協議会、あるいは湯本自治会等が開催されます具体的な納涼祭りだとか、温泉祭りだとか、じゃらんじゃらんだとか、そういったこととの連携、あるいは雇用に関して地元の方を雇用するといったような提案もございまして、より地元との協働を意識された提案であったかというふうに思っております。

重村委員 よく分かりました。それでは最後にしますけど、ここの参考資料で一番最後のところです。(7)に書いてある指定管理者候補の提案した納付率ということで、この書面から見ると、結局駐車をすると駐車料金が発生して、そこには利益と言いますか、使用料というのが生まれると。それまで含めて運用しての算出によつての指定管理料だというふうに思うんですけど、納付率ということで、その収益の一部を市に納付するという部分に関して、これも指定管理者のほうからこのくらい収益が出たときにはこういうふうに市のほうに納付したいという提案がされたのか確認したいんですけど。というのが、行政側がある一定以上の、極端に言う指定管理料以上に、思った以上に駐車が多くて料金が上がってきたといったときに、市側から納付はこういうふうにしましょうという提案ではなくて、あくまでも指定管理者、手を挙げた側からこの提案があったというふうに理解してよろしいんですかね。

小笠原観光施設係長 募集要項の中で納付率の提案は市側から求めています。それに指定管理者、応募者が答えた形ということです。

田村委員 いくつかお尋ねしますが、指定管理にあたって、湯守さん・・・僕は前からこれ思ってるんですけども、代表 2 人いらっしゃるんですよね。こういう場合の処理というか扱いというかね、こういうことは 1 人じゃなくても 2 人でも良いというやり方はあるんですかね。

田村経済観光部理事 一般的な法人形態であれば代表取締役はお一人というケースが多いと思いますけれども、長門湯守株式会社さんにおかれては、大谷代表と伊藤代表という 2 人が共同代表として法人登記をされた会社となっておりますので、我々としては長門湯守さんと契約するという点では特段問題はないと考えております。

田村委員 それで、私駐車場のときに一番気になっているのは、湯守さんは一生懸命やっていたらしゃるので高く評価してますけども、例えば駐車場以外のところ、竹林の道、もみじの階段、ちょっと名前忘れましたが、旧礼湯の上のつづら折りのコースですね。車椅子が通れるような配慮のもとにされたもの、あるいは雁木広場、そのあたりの管理、清掃、維持。ここは例えば縷々ありました地元の自治会とか、まちづくり協議会とかそういうところと共同してやるんでしょうけども、誰が責任を持つのかと。市なのか、それともこの湯守さんにも持ってもらうのか。駐車場は湯守さんが管理するから、すごくきちんできた。ただ竹林の階段は草ボーボーになっている、ゴミだらけ。そういうことはないと思いますけど、どこがやるのかというのは決めてあるのか、そういうことはこの指定管理のときに、地域一体の管理の責任は誰がもってきちんとやるのか。そのあたりは論議をされてきたのか。僕ここはね、駐車場のときから一番最初から気になっているんですよ。料金の高い安いもあるしね。僕が気になるのはやっぱり不法駐車が増えるだろうということは想定しているんですよ、おそらく。昔は恩湯の前の市営駐車場は無料だったからね、今度は有料ですからね。あそこに停めていた人たちは上に行くかと言ったら、また川沿いにザラッと並ぶようなことはあり得る。そういう不安もある。じゃあそれを取り締まれば済むかと言うと、おそらく警察はそこまでなかなかできないという形になりますよね。そうすると違法駐車をできないようにいろんな物品を置いて駐車できないようにしてしまおうという形になれば、地元からの不安はまだ文句も出るということもありますのでね、だから一つは不法駐車が増えるということについてどう考えているのか。それと駐車場だけではなくその周辺の管理清掃、維持。そのあたりはどういうふうにお考えになっているのかお尋ねいたします。

田村経済観光部理事 それではいくつかその点をお話させていただきますけども、今回駐車場の整備によりまして、これまで恩湯の隣に無料の駐車場があった状態がずっと続いておりました。そのときに比べれば駐車台数も、今回整備させていただく駐車場につきましては95台停められる非常に大型の駐車場となっておりますので、台数のキャパシティとしては非常に十分確保できると考えられます。ただ、田村議員おっしゃるとおり、これまでもいわゆる左岸側というか恩湯と反対側の道路につきましては、路上駐車が非常に多く見られた状況というのは事実でございます。これにつきましては、かつて地元の警察の方が非常に巡回をしていただいて、路上駐車が無くなった時期もあったと伺っておりますけれども、現に今回この工事を進めていく中で、恩湯の駐車場が無くなった際には、礼湯を利用されるお客様の方々があそこに路上駐車されると。確かに駐車場も無い状況でしたので、非常に致し方ない状況ではあったのかなと

思っております。一方でその路上駐車につきましては地元の住民からの、路上駐車が行われている事自体が非常に交通の安全の妨げになっているという声もいただいておりますし、そもそも国道の 316 号線から、美祢側から国道をまっすぐ突っ走ってきて左岸の道路に入ってきて、非常に速いスピードで車が入ってくることにに対する安全性の懸念という声もいただいておりますので、昨年度まで行っておりましたリバーフェスタという社会実験を行っておりましたが、中では道路にベンチであったりとかテントとかを置くことによって、道路の狭さく部という、一部絞り込みをかけるような道路設定をすることによって、車のスピードを落とさせるような仕組みというものを導入しようとしております。そちらの狭さく部の作成につきましては現在県警本部と協議を行っているところでして、将来的な構想といたしましては左岸の道路一部を狭さくをかけて、車がスピードを落として歩行者が安全に歩けるような仕組みを構築したいと考えて、警察にも安全性も含めて検証を行っているところでございます。それによって狭さく部ができますので、その中にはベンチ等を置かせていただきまして、それによって車がそもそも停められないスペースが生まれますので、それによって路上駐車の対策を行っていききたいと。また駐車場の案内等も含めて、今も駐車禁止の看板を貼ってあるんですけども、その環境に配慮した、景観に配慮した形での看板を設置することによって利用者の方々には駐車禁止ということを促していききたいと考えておりますし、そういった実情に関しては長門署にも今も伝えておりますので、警察とも連携をして対策を図っていききたいと考えております。植栽の管理につきましては、確かに今回、美観の維持ということで非常に多くの植栽の整備を行っております。こちらにつきましては、駐車場については今回指定管理ですね。指定管理者がしっかりと清掃等含めて管理をしていくということで確認をしました。それ以外の部分につきましてはあくまで市道になりますので、市道管理として市が責任を負うものと認識しております。しかしながら市だけでは負担というものは非常に難しいのかなと考えておまして、自治会であったりとかまちづくり協議会等々も含めて、負担の在り方についてはよく議論をしないといけないと考えておまして、これまでも長門湯本温泉観光まちづくりの推進会議におきまして、清掃だけではなくて照明代であったりとか、さまざまな維持負担の経費も発生しますので、そういったものの負担の在り方について、今も推進会議でご議論いただいているところでして、今後も引き続きどのような形での管理、維持がふさわしいのかというのが、これからも地元の事業者と一緒にやって議論していかなくはないと考えておりますが、少々長くなりましたけども、責任としては市にあるものと考えております。

田村委員 今、市に責任があると、これは大事な言葉で。おそらくあそこの竹

林の道というのは市道になるんですかね。そうですかね。あそこだけではないんで、雁木広場とか全てあそこの、今回の開発に伴う整備したところの管理ですね。植栽だけではないですよ、清掃も含めてね、安全も含めて。市の管理といった場合に、今、市道、県道、国道、道路の除草とかそういうものがきちんとできているのかという状況からすれば、よほど湯本についてはきちんとした管理をしないと、私は今の状況のレベルで良しとしているんだったら僕はやっぱりまずいんじゃないかと思うんですよ。あそこの竹林の道に草がボーボーのような状況は、市の責任と言われるんだったら毎月 1 回きちんと除草するくらいの気持ちがないと、僕はなかなか難しいと思いますけどね。そのあたりどうですかね。

光永経済観光部長 先ほども理事が答弁したとおり、この長門湯本温泉まちづくり事業、これにつきましては確かに事業主体が市でございます。ただ、地元、そして地元の旅館とも協働してこの事業を、まちづくりをいかに進めていくかというのをしっかり協議してやっておるところでございます。したがって完成後も、出来たからほったらかしだということは一切ございません。それをしっかり皆で話し合いながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

重廣委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会いたします。どなたもご苦労様でした。